

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の 一部を改正する条例案に対する意見等について

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例案について、「おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）」に基づき、広く県民から意見や提案を募集したが、その結果は次のとおりである。

1 意見等の件数

8件（8人） 岡山県自然保護条例 3件
岡山県立自然公園条例 5件

2 意見等の概要と県の考え方

別紙のとおり

なお、県政情報室、各県民局・地域事務所、きらめきプラザ、県立図書館及び自然環境課に備え付けるとともに、県ホームページに掲載する予定

3 今後のスケジュール（予定）

平成23年2月	県議会へ提案
3月	改正条例公布
7月	改正条例施行

＜参考＞

意見募集の方法等

（1）募集期間

平成22年10月22日から平成22年11月22日まで

（2）公表方法

県政情報室、各県民局・地域事務所、きらめきプラザ、県立図書館及び自然環境課に備え付けるとともに、県ホームページに掲載した。また、市町村等へ送付した。

（3）募集方法

電子メール、ファクシミリ、郵便及び簡易申請により受け付けた。

岡山県自然保護条例及び岡山県立自然公園条例の一部を改正する条例案に対する意見等と県の考え方

(1) 岡山県自然保護条例について

意見等（要旨）	県の考え方
自然環境の保護に取り組む様々な地域をくまなく調査し、情報の共有化を図り、県内すべてに生物多様性の保全の意識と運動が広がるように市町村や民間団体等と連携して積極的な取組をして欲しい。	自然保護を推進するためには、市町村をはじめ県民、事業者等との協働が不可欠であることから、新たに「協働による自然の保護」という章を設けています。
希少野生動植物を調査し、保護するため大学等との連携や研究データを共有するシステムを作るべきである。	大学研究者や専門家と連携して、県内に生息・生育する野生動植物の情報をまとめた野生生物目録を作成し、県のホームページで情報提供しています。
自然に興味を持った子供たちの昆虫採集等について、生物多様性の保全のために否定するのは、逆効果なのではないか。	本条項は、野生動植物をみだりに捕獲するなどの行為をしないように求めたものであり、一般的な昆虫採集等を禁止するものではありません。

(2) 岡山県立自然公園条例について

意見等（要旨）	県の考え方
条例の目的に「生物多様性の確保に寄与すること」と明記すべきである。 (3件)	県立自然公園条例は、自然公園法の都道府県立自然公園に係る規定に基づき定めていることから、法の目的規定は条例にも及び、生物多様性の確保に寄与すると考えています。
公園エリア指定の手続と基準を明確化すべきである。	県立自然公園の指定を行う際には、国の自然公園選定要領を参考に定めた「岡山県立自然公園選定標準」に従い、市町村や岡山県自然環境保全審議会の意見を聴いて決定することとしています。
公園エリアの景観保全、生物多様性の確保を担保できるよう管理運営方法論、人的配置を十分にするべきである。	これまで、市町村、自然保護推進員、関係機関等と連携し、自然公園の風致景観の維持に努めてきましたが、今後とも優れた風景やそこに生息、生育する動植物が保護されるよう、適切な管理に努めます。